

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条第1項関係）		別表（第2条第1項関係）	
(1)の表から(8)の表まで 略		(1)の表から(8)の表まで 略	
(9) 消防関係手数料		(9) 消防関係手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
仮貯蔵仮取扱承認申請	略	仮貯蔵仮取扱承認申請	略
設置許可申請	製造所 指定数量の倍数が 10以下 39,00 0円 10を超え、52,00 50以下 0円 50を超え、66,00 100以下 0円 100を超え、77,00 200以下 0円 200を超え <u>92,00</u> るもの <u>0円</u>	設置許可申請	製造所 指定数量の倍数が 10以下 39,00 0円 10を超え、52,00 50以下 0円 50を超え、66,00 100以下 0円 100を超え、77,00 200以下 0円 200を超え <u>91,00</u> るもの <u>0円</u>
屋内貯蔵所の目から準特定屋外タンク貯	略	屋内貯蔵所の目から準特定屋外タンク貯	略

蔵所 (岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。) の目ま で 略	
特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 式特定 屋外タ ンク貯 蔵所及 び岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。)	危険物の貯蔵最大 数量が 1,000 k <u>830,0</u> 以上5,000 <u>00円</u> k 未満 5,000 k <u>1,010</u> 以上10,000 <u>,000</u> k 未満 <u>円</u> 10,000 k <u>1,120</u> 以上50,000 <u>,000</u> k 未満 <u>円</u> 50,000 k <u>1,420</u> 以上 <u>,000</u> 100,000 k <u>円</u> 未満 100,000 k <u>1,660</u> 以上 <u>,000</u> 200,000 k <u>円</u> 未満

蔵所 (岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。) の目ま で 略	
特定屋 外タン ク貯蔵 所(浮 き屋根 式特定 屋外タ ンク貯 蔵所及 び岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。)	危険物の貯蔵最大 数量が 1,000 k <u>820,0</u> 以上5,000 <u>00円</u> k 未満 5,000 k <u>990,0</u> 以上10,000 <u>00円</u> k 未満 10,000 k <u>1,100</u> 以上50,000 <u>,000</u> k 未満 <u>円</u> 50,000 k <u>1,400</u> 以上 <u>,000</u> 100,000 k <u>円</u> 未満 100,000 k <u>1,640</u> 以上 <u>,000</u> 200,000 k <u>円</u> 未満

	200,000 k	<u>3,880</u>
	以上	<u>,000</u>
	300,000 k	円
	未満	
	300,000 k	<u>5,100</u>
	以上	<u>,000</u>
	400,000 k	円
	未満	
	400,000 k	6,290
	以上	,000
		円
浮き屋 根式特 定屋外 タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が	
	1,000 k	<u>1,130</u>
	以上5,000	<u>,000</u>
	k 未満	円
	5,000 k	<u>1,340</u>
	以上10,000	<u>,000</u>
	k 未満	円
	10,000 k	<u>1,500</u>
	以上50,000	<u>,000</u>
	k 未満	円
	50,000 k	1,830
	以上	,000
	100,000 k	円
	未満	
	100,000 k	<u>2,140</u>
	以上	<u>,000</u>
	200,000 k	円
	未満	

	200,000 k	<u>3,850</u>
	以上	<u>,000</u>
	300,000 k	円
	未満	
	300,000 k	<u>5,090</u>
	以上	<u>,000</u>
	400,000 k	円
	未満	
	400,000 k	6,290
	以上	,000
		円
浮き屋 根式特 定屋外 タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が	
	1,000 k	<u>1,120</u>
	以上5,000	<u>,000</u>
	k 未満	円
	5,000 k	<u>1,330</u>
	以上10,000	<u>,000</u>
	k 未満	円
	10,000 k	<u>1,480</u>
	以上50,000	<u>,000</u>
	k 未満	円
	50,000 k	1,830
	以上	,000
	100,000 k	円
	未満	
	100,000 k	<u>2,120</u>
	以上	<u>,000</u>
	200,000 k	円
	未満	

	200,000 k	<u>4,350</u>
	以上	<u>,000</u>
	300,000 k	<u>円</u>
	未満	
	300,000 k	5,570
	以上	,000
	400,000 k	円
	未満	
	400,000 k	6,770
	以上	,000
		円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の目から危険物を移送するための配管の延長が15kmを超えるものの目まで	略	

	200,000 k	<u>4,330</u>
	以上	<u>,000</u>
	300,000 k	<u>円</u>
	未満	
	300,000 k	5,570
	以上	,000
	400,000 k	円
	未満	
	400,000 k	6,770
	以上	,000
		円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の目から危険物を移送するための配管の延長が15kmを超えるものの目まで	略	

	一般取扱所	指定数量の倍数が 10以下 39,00 0円 10を超え、52,00 50以下 0円 50を超え、66,00 100以下 0円 100を超え、77,00 200以下 0円 200を超え <u>92,00</u> るもの <u>0円</u>
変更許可申請の項から仮使用承認申請の項まで 略		略
設置完成検査前検査申請	水張検査の目から基礎・地盤検査の目まで 略	略
	溶接部検査	特定屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量が 1,000 k 490,0 以上5,000 00円 k 未満

	一般取扱所	指定数量の倍数が 10以下 39,00 0円 10を超え、52,00 50以下 0円 50を超え、66,00 100以下 0円 100を超え、77,00 200以下 0円 200を超え <u>91,00</u> るもの <u>0円</u>
仮使用承認申請の項から仮使用承認申請の項まで 略		略
設置完成検査前検査申請	水張検査の目から基礎・地盤検査の目まで 略	略
	溶接部検査	特定屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量が 1,000 k 490,0 以上5,000 00円 k 未満

5,000 k	630,0
以上10,000 k 未満	00円
10,000 k	<u>990,0</u>
以上50,000 k 未満	<u>00円</u>
50,000 k	1,310
以上	,000
100,000 k 未満	円
100,000 k	<u>1,720</u>
以上	<u>,000</u>
200,000 k 未満	円
200,000 k	<u>3,320</u>
以上	<u>,000</u>
300,000 k 未満	円
300,000 k	<u>4,060</u>
以上	<u>,000</u>
400,000 k 未満	円
400,000 k	<u>4,650</u>
以上	<u>,000</u>
	円

岩盤タ
ンク検
査

略

5,000 k	630,0
以上10,000 k 未満	00円
10,000 k	<u>950,0</u>
以上50,000 k 未満	<u>00円</u>
50,000 k	1,310
以上	,000
100,000 k 未満	円
100,000 k	<u>1,650</u>
以上	<u>,000</u>
200,000 k 未満	円
200,000 k	<u>3,180</u>
以上	<u>,000</u>
300,000 k 未満	円
300,000 k	<u>3,890</u>
以上	<u>,000</u>
400,000 k 未満	円
400,000 k	<u>4,450</u>
以上	<u>,000</u>
	円

岩盤タ
ンク検
査

略

変更 完成 検査 前検査 申請	略	略
保安 検査 申請	特定屋 外タン ク貯蔵 所（岩 盤タン クに係 る屋外 タンク 貯蔵所 を除 く。）	危険物の貯蔵最大 数量が
		1,000 k 310,0
		以上5,000 00円
		k 未満
		5,000 k <u>430,0</u>
		以上10,000 <u>00円</u>
		k 未満
		10,000 k 720,0
		以上50,000 00円
		k 未満
		50,000 k <u>960,0</u>
		以上 <u>00円</u>
100,000 k		
未満		
100,000 k <u>1,210</u>		
以上 <u>,000</u>		
200,000 k <u>円</u>		
未満		
200,000 k <u>2,950</u>		
以上 <u>,000</u>		
300,000 k <u>円</u>		
未満		

変更 完成 検査 前検査 申請	略	略
保安 検査 申請	特定屋 外タン ク貯蔵 所（岩 盤タン クに係 る屋外 タンク 貯蔵所 を除 く。）	危険物の貯蔵最大 数量が
		1,000 k 310,0
		以上5,000 00円
		k 未満
		5,000 k <u>410,0</u>
		以上10,000 <u>00円</u>
		k 未満
		10,000 k 720,0
		以上50,000 00円
		k 未満
		50,000 k <u>920,0</u>
		以上 <u>00円</u>
100,000 k		
未満		
100,000 k <u>1,160</u>		
以上 <u>,000</u>		
200,000 k <u>円</u>		
未満		
200,000 k <u>2,830</u>		
以上 <u>,000</u>		
300,000 k <u>円</u>		
未満		

	300,000 k	<u>3,620</u>
	以上	<u>,000</u>
	400,000 k	<u>円</u>
	未満	
	400,000 k	<u>4,170</u>
	以上	<u>,000</u>
		<u>円</u>
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の目及び移送取扱所の目 略	略	

(10)の表 略

	300,000 k	<u>3,470</u>
	以上	<u>,000</u>
	400,000 k	<u>円</u>
	未満	
	400,000 k	<u>4,000</u>
	以上	<u>,000</u>
		<u>円</u>
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の目及び移送取扱所の目 略	略	

(10)の表 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。